

市民活動共同オフィスの今後のあり方について

1 趣旨

市民活動共同オフィスについては、事業の評価と今後のあり方について、市民活動支援センター事業部会で協議しているところです。

このたび、平成28年9月15日開催の部会で取りまとめました意見具申（案）についてご報告いたします。

なお、平成29年2月をめどに、市民協働推進委員会の意見具申として「市民活動共同オフィスに関する意見書（仮称）」をまとめていただくようお願いいたします。

2 協議の経緯

(1) 平成27年度 第3回 市民活動支援センター事業部会

平成28年2月16日（火）10:00～12:00

市民活動共同オフィスの今後のあり方について

- ・事業評価方法の検討について（アンケート作成）

(2) 平成28年 第1回 市民活動支援センター事業部会

平成28年5月27日（金）9:30～12:00

市民活動共同オフィスの今後のあり方について

- ・アンケート結果報告
- ・近隣オフィスヒアリング結果報告
- ・管理運営団体の意見ヒアリング

(3) 平成28年 第2回 市民活動支援センター事業部会

平成28年7月21日（木）10:00～12:00

市民活動共同オフィスの今後のあり方について

- ・共同オフィスの役割について

(4) 平成28年 第3回 市民活動支援センター事業部会

平成28年9月15日（木）9:10～15:40

- ・市民活動共同オフィスに関する意見具申（案）

3 意見具申主旨

(1) 市民活動共同オフィスについて

(2) 今後の市民活動支援について

- (ア) 立ち上がり期の団体の支援について
- (イ) 連携・交流・相互支援の促進について
- (ウ) 今後の市民活動の場について

4 横浜市市民協働推進委員会市民活動支援センター事業部会 名簿（部会長を除き五十音順）

役職	氏名	所属等
部会長	入江 直子	神奈川大学 名誉教授
専門委員	坂口 緑	明治学院大学 社会学部教授
専門委員	鈴木やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト理事
委員	田邊 裕子	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会地域活動部長
専門委員	山根 誠	特定非営利活動法人 親がめ理事長

市民活動共同オフィスの今後のあり方に関する意見書（素案）

市民活動共同オフィス（以下「共同オフィス」という。）は、平成14年10月に旧富士銀行横浜支店を暫定活用し設置されました。その後、東京芸術大学大学院移転に伴い、平成17年4月にクリーンセンタービル7階に移転し、平成21年11月から新たな市民活動総合支援拠点に再構築するため、同ビル5階の横浜市市民活動支援センター内に設置されて現在に至っています。

共同オフィスは、市民活動の活性化を目指して、

- 1 活動経験の浅い、立ち上がり期の団体の支援
- 2 入居団体の連携・交流・相互支援の促進

という2つの目的を達成するために設置しました。

開設から2度の移転を経て14年が経過した間に、市民活動を取り巻く環境は変化し、市民活動団体の活動のかたちも変わってきました。

共同オフィスは、開設当初から市民活動団体が管理運営を行ってきました。これにより、入居団体間のネットワークによる相互支援や立ち上がり期の団体の自立支援が行われ、市民活動の活性化に効果があったと評価できます。また、他団体の支援を行うことができる団体を数多く育成したことも大きな成果です。

しかし現在では、入居団体間の連携や相互支援について、他の団体を知り、情報共有することは行われていますが、それはそれぞれの団体の活動の範囲内にとどまっており、連携・交流・相互支援はあまり期待できなくなっています。

一方で、横浜市が提供するオフィスに入居しているという対外的な信用を得ることを目的に入居を希望するなど、共同オフィスに想定していなかった効果が期待する団体が増えているといった事実もあります。

このような実態を踏まえ、当委員会は共同オフィスの今後のあり方について、市民協働推進条例第17条第2号に基づき、次のとおり意見具申します。

1 市民活動共同オフィスについて

共同オフィスの果たしてきた役割については、市民活動支援センター事業や他の様々な事業が担うようになってきました。また、市民活動団体は、ICT技術の進化により、特定の拠点を持たなくても活動ができるようになってきました。加えて、近隣には市民活動団体が利用できるシェアオフィスが充実し、それぞれの個性に応じて市民活動団体の入居も進んでいます。

このことから、行政が当初の目的を達成するためにオフィススペースの提供を行うことは、すでに役割を果たし終えたと考えます。

2 今後の市民活動支援について

共同オフィスが果たしてきた機能については、別の形で補う必要があると考えます。

(1) 立ち上がり期の団体の支援について

地域で活動を始めた団体が、地縁による団体や福祉関係の目線を持った団体等と一緒にまちづくりを考えていくことは重要です。そこで、より市民に身近な場所である区民活動支援センターは、団体を育てる視点を持ち、運営のノウハウや情報の提供をすることが期待されます。そして、市民活動支援センターは、その区民活動支援センターをサポートすることがよりいっそう重要になっています。

(2) 連携・交流・相互支援の促進について

共同オフィスでは、入居団体間の連携・交流・相互支援を求めることが難しくなりました。

今後は、テーマによる団体や地縁による団体など様々な団体が、今後、連携や協働により、課題解決に結びつくまちづくり・地域づくりを推進していくことは重要な視点です。

市民活動支援センターでは、中間支援組織の支援や担い手の育成等と合わせて、市民活動団体同士の連携・交流・相互支援の促進の事業に取り組んでいます。今後さらに充実することを求めます。

(3) 今後の市民活動の場について

I C T技術の進化に伴い、市民活動のかたちが変わり、市民活動団体は、固定的な場所を選ばなくなりましたが、交流やワークショップ、研修などの活動の場の提供は今後も必要です。市民活動支援も団体の活動にあった支援として、柔軟性のある複数の活動の場の提供が必要と考えます。

今後は、オフィスなどの固定的な場所の提供ではなく、身近な18区の区民活動支援センターや、かながわ県民サポートセンター、民間のシェアオフィス等が相互に情報提供を行い、活動の場を確保していくことを求めます。